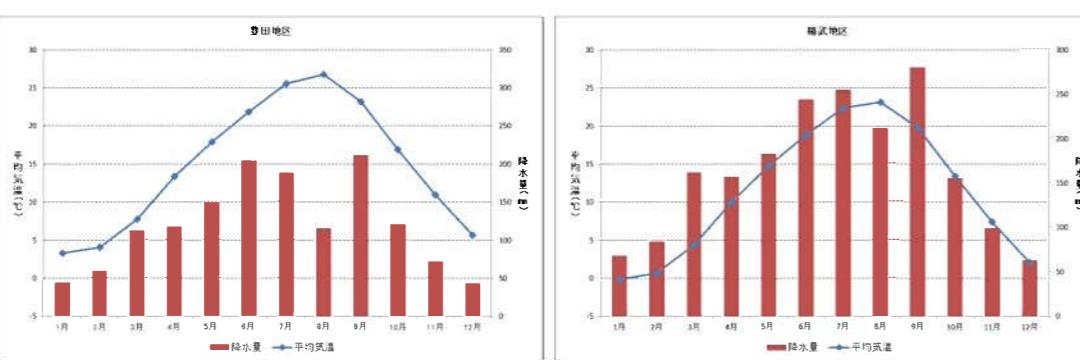
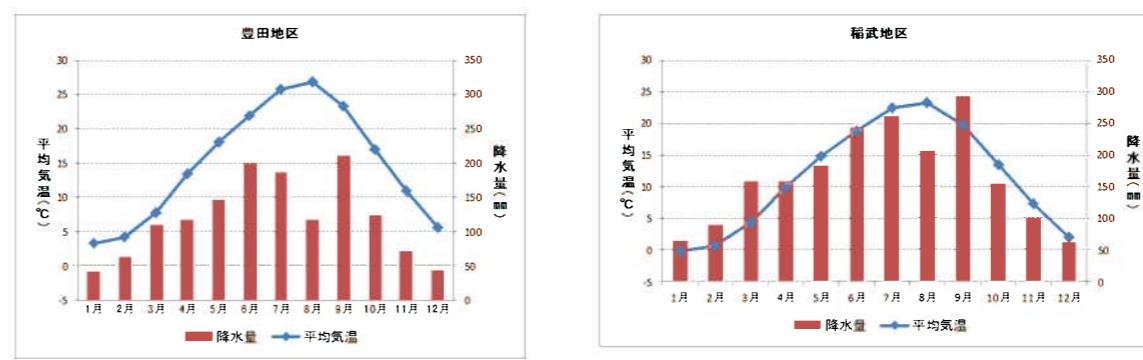


令和 2 年度

豊田市国民保護計画

新旧対照表

豊田市国民保護計画（変更内容一覧）

頁	新	旧	理由																																																																																																																																																		
8	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>○指定公共機関・指定地方公共機関の事務</p> <table border="1"> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td> 1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援 </td> </tr> </table>	日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>○指定公共機関・指定地方公共機関の事務</p> <table border="1"> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 </td> </tr> </table>	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本赤十字社国民保護業務計画の表記との整合																																																																																																																																														
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援																																																																																																																																																				
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																																																																																																																																				
10	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>豊田市の月平均気温と降水量（統計期間：1981年～2010年）</p>  <p>(3) 人口分布</p> <p>本市は、約42万人（R2.12.1）と県内では名古屋市に次ぐ人口を誇っており、65歳以上の高齢者が占める割合は23.8%となっている。</p> <p>人口の分布は豊田地区に大半の人口が集中しており、特に挙母地区の人口密度が高くなっている。</p> <p>豊田市の地区別人口、世帯数、面積（令和2年12月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="3">人口（人）</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> <th rowspan="2">面積 (km²)</th> <th rowspan="2">人口密度 (人/km²)</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田地区</td> <td>383,192</td> <td>200,399</td> <td>182,793</td> <td>167,197</td> <td>290.11</td> <td>1,321</td> </tr> <tr> <td>挙母地区</td> <td>133,802</td> <td>71,024</td> <td>62,778</td> <td>62,774</td> <td>39.26</td> <td>3,408</td> </tr> <tr> <td>高橋地区</td> <td>54,393</td> <td>27,080</td> <td>27,313</td> <td>22,264</td> <td>29.21</td> <td>1,862</td> </tr> <tr> <td>上郷地区</td> <td>33,945</td> <td>17,533</td> <td>16,412</td> <td>13,778</td> <td>21.85</td> <td>1,553</td> </tr> <tr> <td>高岡地区</td> <td>77,624</td> <td>42,183</td> <td>35,441</td> <td>34,292</td> <td>39.14</td> <td>1,983</td> </tr> <tr> <td>猿投地区</td> <td>73,937</td> <td>37,774</td> <td>36,163</td> <td>30,689</td> <td>117.05</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td>松平地区</td> <td>9,491</td> <td>4,805</td> <td>4,686</td> <td>3,400</td> <td>43.59</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>藤岡地区</td> <td>19,411</td> <td>9,924</td> <td>9,487</td> <td>7,248</td> <td>65.58</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>小原地区</td> <td>3,441</td> <td>1,683</td> <td>1,758</td> <td>1,480</td> <td>74.54</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	人口（人）			世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	計	男	女	豊田地区	383,192	200,399	182,793	167,197	290.11	1,321	挙母地区	133,802	71,024	62,778	62,774	39.26	3,408	高橋地区	54,393	27,080	27,313	22,264	29.21	1,862	上郷地区	33,945	17,533	16,412	13,778	21.85	1,553	高岡地区	77,624	42,183	35,441	34,292	39.14	1,983	猿投地区	73,937	37,774	36,163	30,689	117.05	632	松平地区	9,491	4,805	4,686	3,400	43.59	218	藤岡地区	19,411	9,924	9,487	7,248	65.58	296	小原地区	3,441	1,683	1,758	1,480	74.54	46	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>豊田市の月平均気温と降水量（統計期間：1981年～2010年）</p>  <p>(3) 人口分布</p> <p>本市は、約42万人（H27.1.1）と県内では名古屋市に次ぐ人口を誇っており、65歳以上の高齢者が占める割合は20.3%となっている。</p> <p>人口の分布は豊田地区に大半の人口が集中しており、特に挙母地区の人口密度が高くなっている。</p> <p>豊田市の地区別人口、世帯数、面積（平成27年1月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="3">人口（人）</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> <th rowspan="2">人口密度 (人/ha)</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田地区</td> <td>379,026</td> <td>198,049</td> <td>180,977</td> <td>154,917</td> <td>290.11</td> <td>1,306</td> </tr> <tr> <td>挙母地区</td> <td>130,275</td> <td>68,922</td> <td>61,353</td> <td>57,249</td> <td>39.26</td> <td>3,318</td> </tr> <tr> <td>高橋地区</td> <td>55,276</td> <td>27,473</td> <td>27,803</td> <td>20,847</td> <td>29.21</td> <td>1,892</td> </tr> <tr> <td>上郷地区</td> <td>33,883</td> <td>17,556</td> <td>16,327</td> <td>12,975</td> <td>21.85</td> <td>1,551</td> </tr> <tr> <td>高岡地区</td> <td>78,667</td> <td>42,803</td> <td>35,864</td> <td>32,803</td> <td>39.14</td> <td>2,010</td> </tr> <tr> <td>猿投地区</td> <td>70,654</td> <td>36,117</td> <td>34,537</td> <td>27,703</td> <td>117.05</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>松平地区</td> <td>10,271</td> <td>5,178</td> <td>5,093</td> <td>3,340</td> <td>43.59</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>藤岡地区</td> <td>19,758</td> <td>10,117</td> <td>9,641</td> <td>6,676</td> <td>65.58</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>小原地区</td> <td>3,926</td> <td>1,937</td> <td>1,989</td> <td>1,544</td> <td>74.54</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	人口（人）			世帯数 (世帯)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	計	男	女	豊田地区	379,026	198,049	180,977	154,917	290.11	1,306	挙母地区	130,275	68,922	61,353	57,249	39.26	3,318	高橋地区	55,276	27,473	27,803	20,847	29.21	1,892	上郷地区	33,883	17,556	16,327	12,975	21.85	1,551	高岡地区	78,667	42,803	35,864	32,803	39.14	2,010	猿投地区	70,654	36,117	34,537	27,703	117.05	604	松平地区	10,271	5,178	5,093	3,340	43.59	236	藤岡地区	19,758	10,117	9,641	6,676	65.58	301	小原地区	3,926	1,937	1,989	1,544	74.54	53	データの修正 データの更新
地区名	人口（人）			世帯数 (世帯)	面積 (km ²)				人口密度 (人/km ²)																																																																																																																																												
	計	男	女																																																																																																																																																		
豊田地区	383,192	200,399	182,793	167,197	290.11	1,321																																																																																																																																															
挙母地区	133,802	71,024	62,778	62,774	39.26	3,408																																																																																																																																															
高橋地区	54,393	27,080	27,313	22,264	29.21	1,862																																																																																																																																															
上郷地区	33,945	17,533	16,412	13,778	21.85	1,553																																																																																																																																															
高岡地区	77,624	42,183	35,441	34,292	39.14	1,983																																																																																																																																															
猿投地区	73,937	37,774	36,163	30,689	117.05	632																																																																																																																																															
松平地区	9,491	4,805	4,686	3,400	43.59	218																																																																																																																																															
藤岡地区	19,411	9,924	9,487	7,248	65.58	296																																																																																																																																															
小原地区	3,441	1,683	1,758	1,480	74.54	46																																																																																																																																															
地区名	人口（人）			世帯数 (世帯)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)																																																																																																																																															
	計	男	女																																																																																																																																																		
豊田地区	379,026	198,049	180,977	154,917	290.11	1,306																																																																																																																																															
挙母地区	130,275	68,922	61,353	57,249	39.26	3,318																																																																																																																																															
高橋地区	55,276	27,473	27,803	20,847	29.21	1,892																																																																																																																																															
上郷地区	33,883	17,556	16,327	12,975	21.85	1,551																																																																																																																																															
高岡地区	78,667	42,803	35,864	32,803	39.14	2,010																																																																																																																																															
猿投地区	70,654	36,117	34,537	27,703	117.05	604																																																																																																																																															
松平地区	10,271	5,178	5,093	3,340	43.59	236																																																																																																																																															
藤岡地区	19,758	10,117	9,641	6,676	65.58	301																																																																																																																																															
小原地区	3,926	1,937	1,989	1,544	74.54	53																																																																																																																																															

頁	新							旧							理由																			
	足助地区	7,380	3,605	3,775	2,834	193.12	38	足助地区	8,430	4,135	4,295	2,890	193.27	44																				
	下山地区	4,299	2,140	2,159	1,668	114.18	38	下山地区	4,885	2,401	2,484	1,699	114.18	43																				
	旭地区	2,576	1,241	1,335	1,063	82.16	31	旭地区	2,896	1,408	1,488	1,080	82.16	35																				
	稻武地区	2,192	1,053	1,139	982	98.63	22	稻武地区	2,544	1,239	1,305	1,019	98.63	26																				
	全市	422,491	220,045	202,446	182,472	918.32	460	全市	421,465	219,286	202,179	169,825	918.47	459																				
	資料：住民基本台帳及び外国人登録者							資料：住民基本台帳及び外国人登録者																										
11	(6) 市の特性 ①～③ 略 ④ 結成率の高い自主防災組織の役割 本市では、 <u>301</u> 自治区、全ての自治区において自主防災組織が結成されており、市民の防災意識の高さがうかがえる。国民保護措置をとる必要が生じた場合は、 <u>避難行動要支援者</u> 等避難住民の誘導等について自主防災組織の協力は必要不可欠となるため、平素から支援していく必要がある。							(6) 市の特性 ①～③ 略 ④ 結成率の高い自主防災組織の役割 本市では、 <u>302</u> 自治区、全ての自治区において自主防災組織が結成されており、市民の防災意識の高さがうかがえる。国民保護措置をとる必要が生じた場合は、 <u>災害時要援護者</u> 等避難住民の誘導等について自主防災組織の協力は必要不可欠となるため、平素から支援していく必要がある。							最新の情報に変更																			
15	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 各部課室における平素の業務 ○職員参集基準 <table border="1"><thead><tr><th>体制</th><th>参集基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>①緊急対策チーム体制</td><td>市長、副市長、経営戦略部副部長、秘書課長、市政発信課長、健康危機管理担当専門監、（保）総務課長、消防本部専門監（1名）、議会事務局副局長、地域振興部市民安全室長、防災対策課職員が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</td></tr><tr><td>②緊急事態連絡室体制</td><td>市長、副市長、教育長、事業管理者、各部局長、各副部長、保健所長、消防長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</td></tr><tr><td>③市対策本部体制</td><td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></tbody></table>							体制	参集基準	①緊急対策チーム体制	市長、副市長、経営戦略部副部長、秘書課長、市政発信課長、健康危機管理担当専門監、（保）総務課長、消防本部専門監（1名）、議会事務局副局長、地域振興部市民安全室長、防災対策課職員が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。	②緊急事態連絡室体制	市長、副市長、教育長、事業管理者、各部局長、各副部長、保健所長、消防長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。	③市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 各部課室における平素の業務 ○職員参集基準 <table border="1"><thead><tr><th>体制</th><th>参集基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>①緊急対策チーム体制</td><td>消防本部(1)、秘書課(1)、防災対策課職員が参集</td></tr><tr><td>②緊急事態連絡室体制</td><td>市長、副市長、教育長、事業管理者、<u>渉外・危機管理担当</u>、各部長、各副部長、消防長、上下水道局長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</td></tr><tr><td>③市対策本部体制</td><td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></tbody></table>							体制	参集基準	①緊急対策チーム体制	消防本部(1)、秘書課(1)、防災対策課職員が参集	②緊急事態連絡室体制	市長、副市長、教育長、事業管理者、 <u>渉外・危機管理担当</u> 、各部長、各副部長、消防長、上下水道局長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。	③市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	ラグビーワールドカップ2019の対応実績等を踏まえ変更			
体制	参集基準																																	
①緊急対策チーム体制	市長、副市長、経営戦略部副部長、秘書課長、市政発信課長、健康危機管理担当専門監、（保）総務課長、消防本部専門監（1名）、議会事務局副局長、地域振興部市民安全室長、防災対策課職員が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。																																	
②緊急事態連絡室体制	市長、副市長、教育長、事業管理者、各部局長、各副部長、保健所長、消防長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。																																	
③市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
体制	参集基準																																	
①緊急対策チーム体制	消防本部(1)、秘書課(1)、防災対策課職員が参集																																	
②緊急事態連絡室体制	市長、副市長、教育長、事業管理者、 <u>渉外・危機管理担当</u> 、各部長、各副部長、消防長、上下水道局長が参集 ※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。																																	
③市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
25	第5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、 <u>防災訓練</u> におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。							第5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努める。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、 <u>関係機関の連携によるN B C 攻撃等</u> により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。							国民の保護に関する基本指針の変更 H29.12.19																			

頁	新	旧	理由
27	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するとともに、最新の資料を常に把握し、関係機関への提供に努める。</p> <p>○市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 （略） ○ 避難行動要支援者名簿 <p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報</u>を提供するなど県に協力する。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するとともに、最新の資料を常に把握し、関係機関への提供に努める。</p> <p>○市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 （略） ○ 避難行動要支援者名簿 <p>(3) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>（追加）</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更 H29.8.3 消防庁通知</p> <p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更 H29.8.3 消防庁通知 (H25 災害対策基本法改正を踏まえた変更)</p>
28			
30		<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更 H29.12.19</p>

頁	新	旧	理由																																	
34	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>※【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>※【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p>	組織改編等に伴う変更																																	
38	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>※【市対策本部の組織編成】</p> <p>【各 部】</p> <table border="1"> <tr><td>経営戦略対策部</td><td>企画政策対策部</td><td>総務対策部</td></tr> <tr><td>消防対策部</td><td>上下水道対策部</td><td>広報・被害調査対策部</td></tr> <tr><td>教育対策部</td><td>地区対策部</td><td>子ども・ボランティア対策部</td></tr> <tr><td>環境対策部</td><td>福祉対策部</td><td>医療保健対策部</td></tr> <tr><td>生涯活躍対策部</td><td>産業対策部</td><td>都市整備対策部</td></tr> <tr><td>建設対策部</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※本部長が必要と認めるとき、国の職員その他市職員以外の者を本部の会議に出席させることが可能である。</p>	経営戦略対策部	企画政策対策部	総務対策部	消防対策部	上下水道対策部	広報・被害調査対策部	教育対策部	地区対策部	子ども・ボランティア対策部	環境対策部	福祉対策部	医療保健対策部	生涯活躍対策部	産業対策部	都市整備対策部	建設対策部			<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>※【市対策本部の組織編成】</p> <p>【各 部】</p> <table border="1"> <tr><td>危機管理対策部</td><td>総務・情報対策部</td><td>広報・被害調査対策部</td></tr> <tr><td>消防対策部</td><td>上下水道対策部</td><td>教育行政対策部</td></tr> <tr><td>学校教育対策部</td><td>地区対策部</td><td>子ども・ボランティア対策部</td></tr> <tr><td>環境対策部</td><td>市民福祉対策部</td><td>医療保健対策部</td></tr> <tr><td>産業対策部</td><td>都市整備対策部</td><td>建設対策部</td></tr> </table> <p>※本部長が必要と認めるとき、国の職員その他市職員以外の者を本部の会議に出席させることが可能である。</p>	危機管理対策部	総務・情報対策部	広報・被害調査対策部	消防対策部	上下水道対策部	教育行政対策部	学校教育対策部	地区対策部	子ども・ボランティア対策部	環境対策部	市民福祉対策部	医療保健対策部	産業対策部	都市整備対策部	建設対策部	組織改編等に伴う変更
経営戦略対策部	企画政策対策部	総務対策部																																		
消防対策部	上下水道対策部	広報・被害調査対策部																																		
教育対策部	地区対策部	子ども・ボランティア対策部																																		
環境対策部	福祉対策部	医療保健対策部																																		
生涯活躍対策部	産業対策部	都市整備対策部																																		
建設対策部																																				
危機管理対策部	総務・情報対策部	広報・被害調査対策部																																		
消防対策部	上下水道対策部	教育行政対策部																																		
学校教育対策部	地区対策部	子ども・ボランティア対策部																																		
環境対策部	市民福祉対策部	医療保健対策部																																		
産業対策部	都市整備対策部	建設対策部																																		

頁	新	旧	理由
45	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(2)① 略</p> <p>② 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となる<u>災害ボランティア支援センター</u>の円滑な運営、ボランティアの活動環境等に配慮する。</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(2)① 略</p> <p>② 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となる<u>ボランティア・センター</u>の円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮する。</p>	豊田市地域防災計画に準じた表記とする変更
47	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>（略）</p> <p>※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p> <p>（3）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>（4）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>（1）警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（3）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治区や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>（4）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更 H29.8.3 消防庁通知 (H25 災害対策基本法改正を踏まえた変更)
50	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更 H29.8.3 消防庁通知

頁	新	旧	理由
	⑦～⑩ 略 (4)～(5) 略	⑦～⑩ 略 (4)～(5) 略	知 (H25 災害対策基本法改正を踏まえた変更)
53	<p>3 避難住民の誘導 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「個別支援計画」を策定している場合には、当該計画に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p>	<p>3 避難住民の誘導 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市は、管理するこども園、特別支援学校、福祉施設など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずる。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更 H29.8.3 消防庁通知 (H25 災害対策基本法改正を踏まえた変更)
56	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下通路等の地下施設に避難することとなる。）</p> <p>② 略</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弹道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下通路等の地下施設に避難することとなる。）</p> <p>② 略</p> <p>※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更 H29.12.19
61	<p>第6章 警報及び避難の指示等</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。ただし、安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。なお、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、電話などの報告を行う。</p>	<p>第6章 警報及び避難の指示等</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、電話などの報告を行う。</p>	「市町村国民保護計画変更の参考例」の一部訂正 H30.2.7
	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p>	

頁	新	旧	理由
64	<p>1 退避の指示</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>※【退避の指示（一例）】</p> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p>	<p>1 退避の指示</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>※【退避の指示（一例）】</p> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p>	表記の統一 H29.9.1
76	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、「豊田市災害廃棄物処理計画」（平成30年3月更新）等を踏まえつつ、<u>廃棄物の処理が円滑に行える体制をとる。</u></p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>② 市は、<u>地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</u></p>	市災害廃棄物処理計画策定・更新に伴う変更 H29.9.1
用語集2	<p>用語集</p> <p>国民保護等派遣</p> <p>防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、<u>事態対策本部長</u>（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕</p>	<p>用語集</p> <p>国民保護等派遣</p> <p>防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、<u>武力攻撃事態等対策本部長</u>（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕</p>	平和安全法制整備法の施行に伴う変更 H28.3.29